

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

交 指 第 3 1 1 号  
( 地 域 )  
令 和 7 年 1 月 1 5 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

#### 交番相談員による物件交通事故処理要領について

交番相談員による物件事故の処理要領については、これまで「交番相談員による物件交通事故処理要領について」（平成31年4月1日付け、交指第1号）に基づき実施してきたところであるが、今回、用語を整理した上で新たに要領を定め、引き続き下記のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

#### 記

#### 1 交番に警察官が在所している場合

- (1) 交番相談員は申出を受けた事案を警察官に引き継ぐものとする。
- (2) 警察官は、当事者から必要な事情聴取及び事実確認を行い、当該事案が現場見分を省略できるものであり、かつ、道路交通法違反等立件に該当しない場合には、交番相談員に対し、物件事故報告書の作成を補助するよう指示することができるものとする。
- (3) 交番相談員は、警察官の指示を受け、警察官が聴取した内容に基づいて、交通事故情報管理システムに必要事項を入力し、物件事故報告書の作成を補助するものとする。

この場合において、交番相談員は物件事故報告書の右下欄外に「作成補助者 交番相談員」と記した上で署名押印するものとする。

#### 2 交番に警察官が不在の場合

交番相談員は、警察官が不在のため申出を受けた事案を警察官に引き継ぐことができない場合は、近くの警察署に出頭を教示し又は、警察官を交番に呼び戻すなどして、同事案を警察官に引き継ぐものとする。

なお、交番において警察官に引き継いだ後は、前記1記載の要領で処理するものとする。

#### 3 その他

交番相談員に指示した警察官は、交番相談員が作成を補助した物件事故報告書が正しく作成されていることを確認した上で、作成者欄に押印するものとする。

交番相談員による物件事故報告書の作成補助業務の流れについては、別添のとおりであるので参考とされたい。

担当：交通指導課事故捜査係

